

選挙かわら版

H31. 2. 19 発行（平成30年度第1号）

○郵便等による不在者投票ができます。

★郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方に認められています。



めいすいくん

○郵便等による不在者投票の対象者

	障害名	障害の程度				障害名	障害の程度				介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級			特別項症	第1項症	第2項症	第3項症		
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△	戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△	「要介護5」	
	心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害	○	—	○		心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害	○	○	○	○		
	免疫、肝臓の障害	○	○	○								

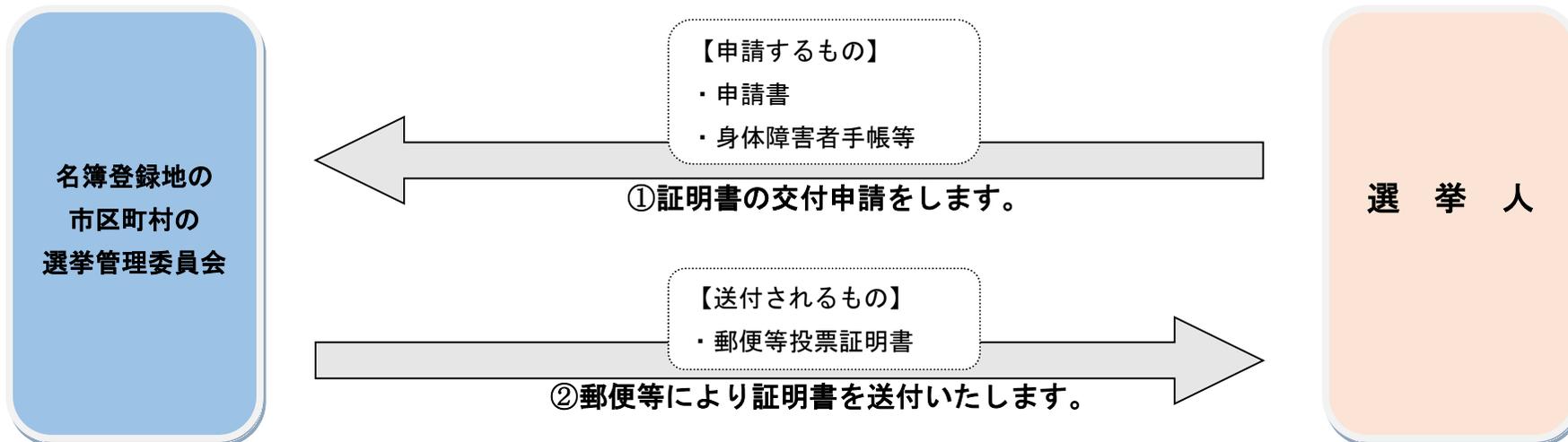
★郵便等による不在者投票を行うためには、「郵便等投票証明書」が投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。（申請方法については裏面をご覧ください。）

裏面へ続く

○郵便等投票証明書の交付申請について

☆投票に先立って、郵便等による不在者投票することができる選挙人であることを証明する

「郵便等投票証明書」の交付を選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請する必要があります。



※申請に関する様式は町ホームページまたは選挙管理委員会にありますので必要な場合はご連絡ください。

☆申請・手続きについてご不明な点等ございましたら選挙管理委員会までお問い合わせください。



川根本町選挙管理委員会・川根本町明るい選挙推進協議会

お問い合わせ：川根本町役場 総務課（0547-56-2220）